

徳島地方裁判所委員会（第25回）・家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

1 開催日時

日時 令和4年12月9日（金）午後2時00分

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（各50音順）

(1) 地裁委員

川畑正文委員〔委員長〕、佐野美佐子委員、島戸真委員、手束泰二委員、二ノ丸恭平委員

(2) 家裁委員

稲井芳枝委員、上地大三郎委員、國井香里委員、小松新一委員、柳田委員、吉川委員、（川畑正文委員〔委員長〕）、（二ノ丸恭平委員）

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) テーマ

「裁判員等の対象年齢の拡大について」

説明者 徳島地方裁判所刑事首席書記官 中村哲郎

「成年年齢の引下げに伴う裁判所の対応について」

説明者 徳島家庭裁判所首席書記官 名越弘志

徳島家庭裁判所次席調査官 千葉幸史

(5) テーマ等についての意見交換

下記5のとおり

(6) 次回開催期日、テーマ等

おって調整

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換要旨

(○：委員、□：説明者もしくは裁判官の職にある委員)

○：高校への出前講義を行っているとのことであるが、これまでにどの程度の頻度で講義を行ったのか。

□：現時点では、出前講義を行ったのは、説明させていただいた2校のみである。本年の夏ごろに、県内のすべての高校に書面を送付してイベントの趣旨を説明させていただいたところであり、今後、大学入試が終わった2月や3月、又は来年度において、新たに出前講義の依頼があるのではないか、と考えているところである。

○：18歳、19歳が新たに裁判員の対象となるということであるが、現行の制度の中で大学生ぐらいの年齢層の辞退の状況や審理後の感想等について、把握していれば、教えていただきたい。

□：特定の年齢層についての統計数値等は把握していない。

○：刑事については出前講義を行っているということであるが、家庭裁判所の関係、特に、子の監護や親子関係、未成年後見といった家事手続の関係については、裁判所としてどういった広報活動を行っているのか。

□：18歳、19歳といった特定の年齢層を対象とした広報活動は行っていないが、若年の方が、調停や審判などの手続を利用したいとの意向で家庭裁判所に来られた際には、家事手続案内において正しく手続を理解してもらうために丁寧な説明を行っているところである。

また、裁判所ホームページで手続に必要な書式がダウンロードできるようになっており、一部の手続では説明用の動画が視聴できるよう

にもなっている。

○：出前講義について、具体的にどのようなことを行っているのか。

□：裁判官や裁判員を担当する職員、総務課の職員が赴き、冒頭で裁判員制度の概要を説明したうえで、簡単な○×ゲームを行い、その後、実際に裁判員裁判を担当している裁判官による高校生に対する質疑応答を行っている。

○：刑事や家事の広報ということであるが、本来、法制度の改正については法務局やその法律を所管する省庁の役割が大きいのではないかとと思われる。裁判所が主体となって積極的に広報をすることについて、裁判所はどのような点に問題意識を持っているのか。

□：裁判所として所管している法律があるわけではないが、手続法においては裁判所が運営を司る立場にあり、その観点から、積極的に18歳、19歳の方にも適切に手続に関与してもらうための働きかけを行う意味があると考えている。とりわけ、広報という観点からいうと、裁判員制度についてはその意義が大きいものと思われる。

○：個別に伝えるという意味では、出前講義というのはかなり効果的だと思われる。裁判所ホームページでは出前講義の記事を載せているようであるが、できれば報道機関に対しても積極的に広報しても良いのではないか。

□：今回の出前講義の実施に当たっては、事前に報道機関にイベントの趣旨を説明させていただいている。徳島市立高校で実施した際は、報道機関の方も同席し、テレビや新聞でも紹介していただいた。

○：裁判員の関係で広報を行うのであれば、検察庁や弁護士会とも連携した方が、それぞれの立場からの説明が行えて、より効果的ではないか。

□：今回のイベントの実施に当たって、前もって検察庁と話をさせてい

ただいたが、その時点で既に検察庁は独自に教育委員会や県内の高校に説明を行っていたため、今回のイベントについては、裁判所のみで行うこととさせていただいた。検察庁や弁護士会との連携についてはおっしゃるとおりであり、今後も、制度の広報等を実施するに当たっては法曹三者との連携を図っていきたいと考えている。

○：法曹三者の連携は重要ではあるが、今回のようなイベントでは、限られた日程・時間の中でそれぞれの立場からどれほど深みのある説明ができるのか、といった点も考慮することが重要ではないかと思われる。

○：広報といっても徳島だけでできることは限られているように思う。チラシを作ってこまめに情報発信していくことも重要であると思われる。

○：ある大学の学生を対象に裁判員の対象が拡大することについて意見を聴取したところ、およそ50パーセントの学生が反対であったというアンケート結果がある。主な反対の理由は、人の人生を左右する判断をするのが怖い、重大な判断をすることに精神的な不安がある、というものであったが、このような不安を少しでも和らげるためには模擬裁判などのロールプレイが効果的ではないかと思われる。実際に高校に行って個別に模擬裁判を実施することは現実的ではないかもしれないが、裁判所のホームページに実体験に近いような動画を載せるなどの方法も効果的ではないか。また、単純な制度説明であれば、心の準備という意味も含めて、もっと早期から説明を行っても良いのではないか。

□：裁判所では希望に応じて、随時法廷見学等を実施している。特に、夏休み期間には、小学生や中学生、高校生を対象とした見学ツアーを企画・実施しているところ、これらのイベントの中で、模擬裁判を行

ったり裁判員の年齢引き下げについても説明させていただいている。イベントの結果については、写真付きで裁判所のホームページに掲載させていただいている。

○：自身の経験からも、広報の効果というのはなかなか表れないものと思われる。だからこそ、中央と連携して継続的に行うことが大事であると思われる。また、一度チラシを配付する程度ではすぐに忘れられてしまうため、機会を捉えてこまめに周知していく地道な活動が大事であると思われる。

○：家事の関係で考えると、今よく参照されているのは、養育費の算定表ではないかと思われる。徳島だけで対応することは難しいかもしれないが、裁判所ホームページに掲載されている算定表に、例えば養育費の支払いは何歳までか、といったQ & Aを載せるなどして、成年年齢の引下げと関連付けするのも有益ではないか。また、家事の関係では様々な手続についての動画が掲載されているが、なかなかホームページ上で見つけづらく、分かりづらいつと感じる。せっかく動画を作成しているのであれば、もっと見やすくし、必要に応じて、手続案内でも利用できるようにすれば、より来庁者に理解してもらいやすいと思われる。

以 上